



令和5年8月7日

秋田地方最低賃金審議会

会長 長岐 和行 殿

秋田地方最低賃金審議会

秋田県最低賃金専門部会

部会長 長岐 和行

秋田県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和5年7月4日、秋田地方最低賃金審議会において付託された秋田県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

(公益代表委員)

嵯 峨 宏  
白 木 智 昭  
長 岐 和 行

(労働者代表委員)

井 上 正 克  
後 藤 正 文  
佐 藤 伸 幸

(使用者代表委員)

小 野 秀 人  
境 田 未 希  
時 田 祐 司

## 秋田県最低賃金

1 適用する地域

秋田県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間897円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和5年10月1日



## 令和5年度秋田県最低賃金額改定に関する公益委員見解

1 秋田県の経済情勢は、日銀秋田支店が7月に発表した金融経済概況によると、基調判断の県内概況において、「県内景気は、持ち直している。」としている。

賃金改定状況調査結果第4表の令和5年のCランクの賃金上昇率は2.1%と、令和4年の2.0%から0.1%ポイント上昇している。また、春季賃上げ妥結状況等における主要企業の賃金上昇率は3.60%と前年比プラス1.40ポイント増加している。

雇用情勢としては、令和4年度の有効求人倍率は1.49倍（年平均値）と前年度と同水準で推移しており、直近の6月末現在においても1.35倍と高倍率で推移している。全国では22位、東北6県では4位で一定水準を維持している。また、物価上昇等の影響により一部に厳しさがみられるものの、緩やかに持ち直しているとしており、前年度から引き続き求人が求職を上回って推移している状況である。

2 こうした経済情勢等を踏まえ、今年度の秋田県最低賃金額改定に際し、当審議会に提出された各種統計資料及び労使双方の具体的な主張に鑑みれば、労使双方が最終的に提示した改定額に開きはあったものの、双方の考え方は十分に理解できるものである。

3 本部会として最終的に取りまとめに向けて検討すると、今年度の中央最低賃金審議会の目安は、公益委員見解ではあるものの、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針2023」に配意をした上で、最低賃金法第9条第2項の3要素を特に考慮し、地域間格差への配慮等、諸般の事情を総合的に勘案し取りまとめられたものであり、当審議会としても尊重すべきものとする。

4 今年度の目安額は、時間額表示となった平成14年度以降、全国加重平均額が41円（引き上げ率4.3%）と最も高い水準であり、秋田県を含むCランクの目安額の39円も同じく過去最高額であることから、改定に際しては県内企業の経営状況等も考慮する必要がある。

5 本部会としては、中央最低賃金審議会の目安を尊重し、県内企業の経営状況等を踏まえつつも、消費者物価指数の急激な上昇や秋田県の春闘結果を勘案し、これまで全国最低水準に位置している状況を考慮し、更には地域経済の活性化に加え、秋田県の人口減少によ

る地域経済の縮小が懸念される中であって、地域間格差による若年者の流出に歯止めをかけ労働力人口を確保していくためには、目安に上乗せした金額で改定すべきであると考え

6 以上のことから公益委員としては、諸般の事情を総合的に勘案し、現行の秋田県最低賃金の時間額 853 円を 44 円引上げて「897 円」とするのが妥当であることを見解として提示する。

7 本最低賃金額の改定に際し、中小企業・小規模事業者の生産性向上のための支援については、可能な限り多くの企業が各種助成金等を受給し、賃上げを実現できるよう、政府の支援策の一層の強化を求めるとともに、活用を促進するための周知等の徹底をお願いしたい。

加えて、企業物価指数、消費者物価指数が上昇している中、中小企業・小規模事業者の賃上げには労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠であることから、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」・「改正振興基準」に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取り組みの強化をお願いしたい。



令和5年8月7日

秋田労働局長  
山本博之 殿

秋田地方最低賃金審議会  
会長 長岐 和行

秋田県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和5年7月4日付け秋労発基0704第1号をもって貴職から諮問のあった標記について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

秋田県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

秋田県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 897円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和5年10月1日